

助け合い栗田規約

(名 称)

第1条 本会は、助け合い栗田（「以下本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は会長宅とする。

(目 的)

第3条 栗田地区の住人が要望する生活支援サービスを提供する。

(事 業)

第4条 前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 掃除、洗濯、調理などの家事支援介助
- (2) 買い物、通院などの外出介助
- (3) 福祉・介護支援に関する相談、申請手続き、各関係機関の紹介：連携
- (4) 育児に関する悩みごとの相談、各関係機関の紹介・連携
- (5) 庭木の剪定、粗大ごみの搬出、家具の移動などの力仕事支援
- (6) 網戸、障子等の張替え、電気部品の交換、日曜大工などの支援
- (7) パソコン指導、洗髪・髪カットなどの支援
- (8) 講演会、座談会、研究会など啓発活動の実施
- (9) その他の事業

(活動会員)

第5条 第3条に賛同する会員で、原則として栗田の住人とする。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。 1名

- (1) 会 長 1名
- (2) 会長補佐 4名

(各会長補佐は、事務局、福祉・介護、広報、コーディネートの各グループの責任者を務める)

- (3) 会計監査

(役員を選任)

第7条 役員は、第5条の会員のうちから総会で選任する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2会計年度とする。ただし、再選を妨げない。

(役員職務)

第9条 役員職務は次による。

- (1) 会長は、会務を統括する。

- (2) 各会長補佐は、会長を補佐し会長に事故があったとき、又は会長が欠けたときにはその職務を代行する。
- (3) 事務局担当会長補佐は、福祉・介護、広報、コーディネートグループ以外の職務を分掌する。
- (4) 福祉・介護支援会長補佐担当は、福祉・介護グループを担当する。
- (5) 広報担当会長補佐は、広報グループを担当する。
- (6) 活動会員担当会長補佐は、コーディネートグループを担当する。
- (7) 会計監査は、金銭の出納が的確に執行されているかを監査する。
- (8) 各会長補佐は、必要に応じて担当グループのメンバーを指名できる。

(特別役員)

第10条 本会の業務遂行上の指導を仰ぐ為に顧問等を置くことができる。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、月例会を基本とし、必要により専門部会を開催する。

(総会)

第12条 総会は、毎年5月の月例会後に開催する。

2 総会は、次の議案を審議し議決する。

- (1) 助け合い栗田規約及び施行細則
- (2) 事業報告
- (3) 決算報告
- (4) 会計監査報告
- (5) 役員を選任
- (6) 新年度事業計画
- (7) 新年度予算
- (8) その他

3 総会の出席者は、活動会員、顧問等及び利用会員とする。

(月例会)

第13条 月例会は、毎月原則として第1土曜日午前9時30分から、あらかじめ定められた会場で開催する。

2 月例会の連絡並びに報告事項、議題は次のとおり

- (1) 予算外及び新規の活動費(先月分)の精算
- (2) 連絡並びに報告事項、活動報告
- (3) 審議事項(規約施行細則も含む)
- (4) 講演会など
- (5) その他

3 月例会の出席は、活動会員、顧問等のほか希望者とする。

(議決)

第14条 第12条及び第13条の議決は、出席者の過半数によってこれを決する。
(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(経費)

第16条 本会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 運営費
- (2) 補助金及び交付金
- (3) その他の収入

(基金)

第17条 本会の運営に資金的余裕があれば、基金として積み立て、今後の新規事業等に充てる財源とする。

(事故対応)

第18条 本会の活動上に発生した不慮の事故については、「福祉サービス総合補償保険」を適用する。

(施行規則)

第18条 この規約の施行について必要な事項は、会長が月例会の議決を得て別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

改正規約は、平成22年5月1日から施行する。

改正規約は、平成23年5月1日から施行する。

改正規約は、平成24年5月1日から施行する。

改正規約は、平成25年5月1日から施行する。

改正規約は、令和2年9月5日から施行する。

改正規約は、令和3年5月1日から施行する。

改正規約は、令和4年5月7日から施行する